たいききょうせいしゃかい 地域共生社会の実現を目指して

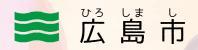
# 広島市

障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

ひろしま し しょうがいしゃ さ べつかいしょうすいしんじょうれい (広島市障害者差別解消推進条例)



広島市、事業者及び市民が一体となって障害を理由とする を表別の解消に取り組み、全ての市民が住み慣れた地域で を言え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域を共に創る 「まち」広島の実現を目指し、この条例を制定しました。





しょうれい しょうがい りゅう さべつ かいしょう すいしん かん い か ないよう この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して、以下の内容を ち いききょうせいしゃかい じつげん やくだ まくてき まくてき ないまちょうせいしゃかい じつげん やくだ ことを目的としています。

- ほんりねん し せきむ じぎょうしゃおよ しみん やくわり なら そうだんおよ ふんそうかいけつ たいせいせいび 基本理念、市の責務、事業者及び市民の役割、並びに相談及び紛争解決のための体制整備

市の責務 におうがいおよ しょうがいしゃ たい かんしん りかい そくしん た 障害及び障害者に対する関心と理解の促進その他 はようがい りゅう さべつ かいしょう すいしん かん しさく そうごうてき の障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を、総合的かつ けいかくてき さくてい まよ じっし せきにん ぎ お 計画的に策定すること、及び実施する責任と義務があります。



市民の役割 にようがいおよ しょうがいしゃ たい かんしん りかい ふか 障害及び障害者に対する関心と理解を深めるとともに、本市が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

# はうがいしゃ 障害者とは?

はたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがいおよ こう じのう きのうしょうがい ふく 身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害及び高次脳機能障害を含む。)、難病による障害その他の心身の機能の障害 (以下「障害」と総称する。)がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいい、障害者手帳等を持つ人に限りません。

### じぎょうしゃ 事業者とは?



# 障害を理由とする差別の禁止

#### しゃかいてきしょうへき 社会的障壁とは?

にまうがい ひと にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな うえ こんなん じょうきょう 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で困難な状況 となるようなものをいいます。

- しゃかい じぶつ つうこう りょう しせつ せつび 社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ②制度(利用しにくい制度など)
- かんこう しょうがい ひと そんざい い しき かんしゅう ぶん か ③ 慣行 (障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など)
- がんねん しょうがい ひと へんけん ④ 観念 (障害のある人への偏見など)



	ʊʒlə lu <c かん<br="" き="" ぎょうせい="">広島市や国などの行 政機関</c>	じぎょうしゃ 事業者
ふとう さべつできとりあつか 不当な差別的取扱い	きんし <b>禁止</b> (してはいけません)	きんし <b>禁止</b> (してはいけません)
ごうりできはいりょ じっし 合理的配慮の実施	まうてき ぎ む <b>法的義務</b> (しなければいけません)	どりょく ぎ む ジャンプ <b>努力義務</b> (するように努めなければいけません)

### しみん やくわり 市民の役割は?

市民の個人的な行為や、その思想、言論については、条例により規制することは不適当と考えられることから、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法り、はまうがいしゃさべつかいしょうほう どうよう じょうがいしゃさべつかいしょうほう どうよう じょうがいしゃ きべつかいしょうほう どうよう じょうがいしゃ きべつかいしょうほう どうよう じょうれい たいしょう はいしょう はく (障害者差別解消法)」と同様、この条例では対象とはしていません。

しかしながら、障害を理由とする差別を解消するためには、市民一人一人が障害及び障がいた。 たい かんしん りかい ふか しゃかいてきしょうへき と のぞ ひつよう 書者に対する関心と理解を深めることにより、社会的障壁を取り除いていく必要があります。 障害の有無にかかわらず、相手を思いやる気持ちを持ち、本市、事業者及び市民が一体となって、障害を理由とする差別の解消に取り組んでいきましょう。

#### このマーク知っていますか?

し ぎゃく じんこうかんせつ しょう かた ないぶしょうがい 市では、義足や人工関節を使用している方、内部 障 害や



マルプマーク

# 不当な差別的取扱い

正当な理由がないのに、障害を理由として、障害者でない人と異なる不利益な取扱いをすることをいいます。

正当な理由とは、安全の確保、財産の保全、事業者の事務・事業の目的・内容・機能のいじ、それがいはっせい、ほうし、かなり、している。はあり、はおきょうまうできてきていかれてきてはればればいい。 また、正当な理由があると判断した場合は、事業者は障害のある人にの理由を説明し、理解を得るよう努めることが必要です。

### 不当な差別的取扱いの例

#### ではうせい き かん 行政機関など

- しせつ にゅうじょう り ・施設などの入場や利 ょう きょ ひ せいげん 用を拒否・制限する



#### いんしょくてん 飲食店・宿泊施設など

- しんたいしょうがいしゃ ほ じょけん どうはん きょ ひ・身体障害者補助犬の同伴を拒否する
- いまうがい りゅう ・障害を理由として、入 てん しゅくはく きょ ひ 店や宿泊を拒否する
- ほごしゃ かいじょしゃ どう ・保護者、介助者の同 はん じょうけん 伴を条件とする



#### こうつう てつどう **交通 (鉄道、バス、タクシーなど)**

- しんたいしょうがいしゃ ほ じょけん どうはん りゅう じょう ・身体障害者補助犬の同伴を理由に乗 しゃ きょ ひ 車を拒否する
- ・ にはうがい りゅう ・障害を理由として、 にはうしゃ きょ ひ 乗車を拒否する



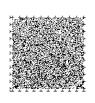
#### 住まい

- ・障害を理由として、物 けん ちゅうかい きょ ひ 件の仲介を拒否する
- ・障害を理由として、誓 \*\*<uk ていしゅつ もと 約書の提出を求める



#### ではういん ふく し し せっ 病院・福祉施設など

- \* ますいんじゅしん さい しゅ ゎ つうやく どうはん \* 病院受診の際に、手話通訳の同伴 きょ ひ を拒否する
- ・本人を無視して、介助者・支援者 や付き添い者のみに話しかける





#### デッション 学<u>校など</u>

- がっこう にゅうがくしゅつがん じゅり じゅけん にゅうがく じゅう 学校への入学出願の受理、受験、入学、授 まっ じゅこう けんきゅうし どう じっしゅう こうがいきょういく 業の受講、研究指導、実習などの校外教育 かつどう にゅうりょう しきてんさん か 活動、入寮、式典参加などについて、拒否 せいとう りゅう じょうけん ふか したり、正当な理由のない条件を付加する
- ・試験などにおいて合理的配 りょう 慮を受けたことを理由に、試 けたけっか ではうか たいしょう 験結果を評価対象から除外 したり評価に差をつける



# 合理的配慮の提供

ごうりてきはいりょうかい しょうがい しょうたい ねんれい せいべつ おう しゃかいてきしょうへき じょきょ ひつよう 合理的配慮とは、障害の状態や年齢・性別に応じた社会的障壁の除去のための必要かつ てきせつ へんこうまた ちょうせい いっぱっしい ともない ふたん かじゅう い 適切な変更又は調整であって、その実施に伴う負担が過重でないものを言います。

るたん かじゅう しゅ じむ じぎょう えいきょう ていど ひょう ふたん ていど ようそ こう 負担が過重かどうかは、事務・事業への影響の程度や費用・負担の程度などの要素を考 りょ こべつ ぱめん じょうきょう おう そうごうてき きゃっかんてき はんだん ひつよう 慮し、個別の場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要があります。

また、過重な負担に当たると判断した場合は、事業者は障害のある人にその理由を説明し、 ッかい。ネ 理解を得るよう努めることが必要です。

# 

- じゅんぱん ま にがて しょうがい ・順番を待つことが苦手な障害のある ʊヒ たぃ レゅラ ぃ りかい ぇ ラネ て 人に対し、周囲の理解を得た上で手 っづ じゅん へんこう 続き順を変更する
- <sub>ひろう きんちょう</sub> ・疲労や緊張などに はいりょ べっしつ きゅうけい 配慮し別室や休憩 スペースを設ける



#### 飲食店・宿泊施設など

- だんさ ば が くるま りょうしゃ ・段差がある場合に、車いす利用者にキャ スター上げなどの補助をする
- ・エレベーターがない施設の上下階に移動 する際、マンパワーで移動をサポートする
- ・車いす使用を事前に伝えてもらい、出入 りがしやすい場所のテーブルを準備する

#### 交通(鉄道、バス、タクシーなど)

- ま えんじょうほう おんせいあんない 遅延情報について、音声案内だけでなく、 でんこうけいじ おこな 電光掲示を行う
- ていりゅうじょめいひょう じ き・停留所名表示器などの tっ 5 設置のほか、肉声による and the state of the state of



#### 住まい

- ・最寄駅から一緒に歩いて確認したり、 いない ようす て そ あんない 室内の様子を手を添えて案内する
- しょうがい ひと もと おう ・障害のある人の求めに応じてバリア フリー物件などが

### 病院・福祉施設など

- ・車いすの利用者が利用し やすいようカウンターの <sup>たか</sup>はいりょ 高さに配慮する
- \* 治療において、治療の手 じゅん ひょう 順を表にし っとぉ て見通しを がった。



- ぃ し そっう ・意思疎通のために絵や写真カード、ICT(情報通信
- <sup>きゅうけいしつ</sup> せっち あつ たいさく りょう 休憩室を設置し、暑さ対策などで利用する
- typico n to thick on the following the first of the following that the first of the following that the following がくぶたんとうきょういん れんけい てきせつ や学部担当教員と連携して、適切な thtく こべつ し ネれ し ヒララ 選択となるよう個別に支援・指導を <sup>おこな</sup> 行う



# 障害を理由とする差別の解消に向けて

© まずはお互いの立場を踏まえた当事者間の建設的対話により、解決を図りましょう。

#### けんせつ てきたい わ **建設的対話のポイント**



- ・どういった配慮が必要なのか、双方で具体的にしっかりと確認しましょう。
- たいおう はずか ば あい じ ぎょうしゃ しょうがい ひと りゅう せつかい ・対応が難しい場合は、事業者は障害のある人にその理由を説明し、 りかい ぇ っと 理解を得られるよう努めましょう。
- ・お互いの立場を踏まえながら、どういったことならできるか、他の ほうほう 方法がないか、一緒に考えてみましょう。
- ◎ 話し合っても解決しない場合、どのように話したらよいかわからない、話し合いについて助 ばかいにする。 言が欲しい、といった場合など、困ったときは市の相談窓口までご連絡ください。

はまうがいしゃほんにん。 かぞく かんけいしゃ じぎょうしゃ かた そうだん う つ まどぐち 管害者本人、その家族や関係者のほか、事業者の方からの相談も受け付けます。窓口では、かいけつ む はな あ ちょうせい じょげんとう おこな 解決に向けた話し合いや調整、助言等を行います。

#### 市の相談窓口

しょうがいしゃ けんり そうだん ひろしま し しょうがいしゃ ばん 障害者の権利相談ダイヤル「広島市障害者 110番」

まどぐち ふく ひろしま し て いくせいかい ひろしま し にし く うちこしちょう ばん ごう窓口:(福) 広島市手をつなぐ育成会 〒733-0004 広島市西区打越町 17番27号

でんカー ふぁっくす 電話/FAX:**082-537-1777** 相談日・時間:月〜金 9:00~17:00

■ 広島市障害福祉課 電話: 082-504-2147 FAX: 082-504-2256

メールアドレス:shougai@city.hiroshima.lg.jp

しゃくしょ かくくゃくしょ まどぐち じ む じぎょう じっし かとう 市役所・各区役所の窓口や事務・事業を実施する課等

○ 市の相談窓口に相談してもなお解決しないとき、障害者本人又はその家族 た かんけいしゃ し ちょう たい じょげんまた もうした その他の関係者は、市長に対し助言又はあっせんの申立てができます。



#### 関連するその他の法律

しょうがいしゃ さ べつかいしょうほう かんれん い か ほうりつ くゎ かくしょう 障害者差別解消法に関連する以下の法律があります。詳しくは各省のホー

ムページをご確認ください。

- しんたいしょうがいしゃ ほ じょけんほう こうせいろうどうしょう・身体障害者補助犬法:厚生労働省
- しょうがいしゃ こょう そくしんとう かん ほうりつ しょうがいしゃ こょうそくしんほう こうせいろうどうしょう ・障害者の雇用の促進等に関する法律 (障害者雇用促進法):厚生労働省
- こうれいしゃ しょうがいしゃとう い どうとう えんかつ か そくしん かん ほうりつ しんぽう こく ど・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー新法):国土 こうつうしょう 交通省



# 相談及び紛争解決の仕組み

しょうがいしゃほんにんまた かぞく たかんけいしゃ じ ぎょうしゃ 障害者本人又はその家族その他の関係者、事業者

けんせつてきたい ゎ かいけつ 建設的対話による解決

#### し そうだんまどぐち そうだん 市の相談窓口への相談

### し そうだんまどぐち 市の相談窓口

- じ じつかくにん せつめい じょうほうていきょう 事実確認・説明、情報提供
- ちょうせいおよ じょげん 調整及び助言
- かんけいぎょうせい きかんとう つうほう 関係行政機関等への通報

解決!



解決!

し、そうだんまとぐち、そうだん 市の相談窓口に相談しても解決しないとき

じょげんまた もうした しょうがいしゃほんにんまた かぞく た かんけいしゃ 助言又はあっせんの 申立て(障害者本人又はその家族その他の関係者)

### し 5ょう まどぐち しょうがいふく し か市長 (窓口:障害福祉課)

- <sub>ちょう</sub>さ 調査
- ひろしま し しょうがいしゃ さ べつかいしょうちょうせいしん ぎ かい広島市障害者差別解消調整審議会 し もん への諮問



- <sub>ちょう</sub>さしんぎ ・調査審議
- じょげんまた ・助言又はあっせんの案の作成
- し ちょう とうしん・市長への答申

ひろしま し しょうがいしゃ さ べつかいしょうちょうせいしん ぎ かい とうしん ふ じょげんまた 広島市 障 害者差別解 消 調 整審議会の答申を踏まえた、助言又はあっせん

しょうがいしゃほんにんまた かぞく た かんけいしゃ じ ぎょうしゃ 障害者本人又はその家族その他の関係者、事業者

### じゅだく **受諾**



## し ちょう まどぐち しょうがいふく し か 市長(窓口:障害福祉課)

- じ ぎょうしゃ せいとう りゅう じょげんまた・事業者が正当な理由なく助言又はあっせんに <sup>ぱが ぱかい</sup> 従わない場合 かんこく **『勧告』**  $\Rightarrow$
- じ ぎょうしゃ せいとう りゅう かんこく したが ば あい・事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合 で、非常に悪質な場合 ⇒ **『公表』** 
  - こうひょう まえ じ ぎょうしゃ い けんちんじゅつ き かい ※公表の前には、事業者に意見陳述の機会

があります。





### しょうがい りゅう さべつ かいしょう すいしん しっし しきく 障害を理由とする差別の解消を推進するための市の施策

し しょうがい りゅう さべつ かいしょう すいしん いか しさく と く 市では障害を理由とする差別の解消を推進するため、以下のような施策に取り組みます。

- しょうがいおよ しょうがいしゃ たい かんしん りかい そくしん とりくみ ◎ 障害及び障害者に対する関心と理解の促進のための取組
- じょうほう ほ しょうおよ い し そっう し えん ◎情報保障及び意思疎通の支援

にようがいしゃ えんかつ じょうほう しゅとく およ りょう いし りょう じ なら た にん いし で 管 害者が円滑に情報を取得し、及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話、点字、文字の表示、分かりやすい表現を用いた表示、絵等を用いた表示その他の障害の特性に応じた意思疎通等の手段による情報の提供を行うとともに、意思疎通に係る支援、当該手段の普及等に関し必要な施策を行います。 なお、手話に関する施策を行うに当たっては、手話が独自の文法等を有する言語であるとの認識の下に行います。

- た さいがい じ てきせつ じょうほうていきょうとう しえん かんきょうせい び しょうがい りゅう さべつ かいしょう とりくみ ②その他、災害時の適切な情報提供等の支援や環境整備、障害を理由とする差別の解消の取組 かん こうせき じぎょうしゃ ひょうしょう とりくみ じっし しょくいんけんしゅう まいとしじっ し に関し功績がある事業者を表彰するなどの取組を実施するほか、職員研修も毎年実施します。
- \*\*市の職員が、市民の皆さんの地域に出向き、障害者差別解消法等の概要や、障害者差別 がいしょうほうとう しこう ともな し とりくみとう せつめい しせいでまえこう ざ じっし 解消法等の施行に伴う市の取組等について説明する「市政出前講座」も実施しています。

# ひろしま ししょうがいしゃ さべつかいしょう しえん ち いききょう ぎ かい 広島市障害者差別解消支援地域協議会によるネットワーク

### とようれい みなお 人名 例の見直しについて

し ちょう じょうれい し こう ご しゃかいかんきょう へん か とう かんあん ひつよう 市長は、この条例の施行後、社会環境の変化等を勘案し、必要 じょうれい み なお とう けんとう があると認めるときは、この条例の見直し等を検討します。

れいわ ねん がつはっこう ひろしま しけんこうふく しきょくしょうがいふく し ぶ しょうがいふく し か 令和 2 年 9 月発行 広島市健康福祉局 障害福祉部障害福祉課

でなしまし なかく こくたい じまち ちょうめ ばん ごう でんわ 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁 目6番34号 電話:082-504-2147 ふぁっくす FAX:082-504-2256 メールアドレス:shougai@city.hiroshima.lg.jp



しかく しょうがい ひと む おんせい かつじぶんしょよみあ そうち いちぶ これは視覚に 障 害のある人など向けの「音声コード」です。活字文書読上げ装置や、一部ス つか よ と か ぶんしょう おんせい よ あ マートフォンアプリを使って読み取ると、ページに書かれている文 章 を音声で読み上げます。